

# 私立幼稚園における2歳児接続保育事業の 利用を希望される保護者の皆様へ

(令和8年2月更新)

- 保護者の方の就労や介護等の事由により、お子様の保育が必要と京都市が認定した教育・保育給付認定を受けられた2歳児の私立幼稚園（事業実施園に限る）の利用料が軽減されます（※注）。
- 2歳児接続保育事業の利用期間は、園により、満3歳の前々日まで（満3歳の前日からは幼稚園に入園）もしくは2歳児満了まで（3歳児から幼稚園に入園）となりますので、利用予定の園に御確認ください。
- 幼稚園から給食が提供されます。
- 御利用に当たっては、お住まいの地域の区役所・支所（保健福祉センター子どもはぐくみ室）に教育・保育給付認定申請を行い、保育が必要であることの認定（3号認定）を受けていただく必要があります。
- 満3歳に到達した場合、継続して幼稚園に入園できます（多くの幼稚園が平日・長期休業期間も預かり保育を実施しています）。満3歳以降の幼稚園入園にあたっては、無償化のための認定の申請が必要です（満3歳以降の認定の手続きについて、詳細は6ページ目の「3 幼児教育・保育の無償化に係る取扱い」を御参照ください）。
- 非課税世帯のお子様におかれましては、2歳児接続保育事業についても、無償化の対象となります。

～「教育・保育給付認定」とは？～

「教育・保育給付認定」とは、市町村が家庭の状況や保育を必要とする状況を確認し、子ども・子育て支援法に基づき、保育所等を利用するについて市町村（京都市の場合は区役所・支所）が認定をするものです。

2歳児接続保育事業の利用にあたっても、この認定が必要です。

| 満年齢   | 認定区分      |                |
|-------|-----------|----------------|
|       | 教育（幼稚園利用） | 保育（保育施設・事業所利用） |
| 0歳～2歳 | 一         | 3号認定（本事業の対象者）  |
| 3歳～5歳 | 1号認定      | 2号認定           |

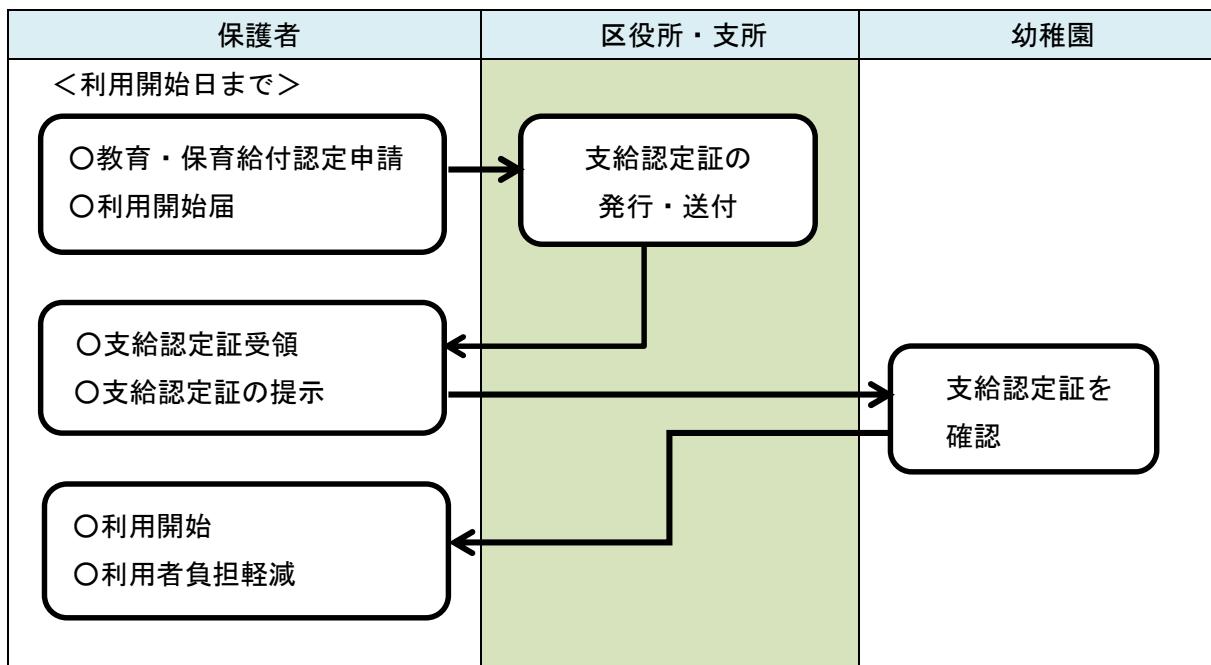
（※注）事業実施園であるかどうかや、具体的な開園時間、受入開始時期、利用料金の軽減額等については、園によって異なりますので、詳細については各園にお問い合わせください。  
また、利用料軽減の対象となるのは京都市民のみです。

## 保護者の皆様に行っていただく手続について

保護者の方の就労や介護等の事由により、お子様の保育が必要と京都市が認定した2歳児（2歳の誕生日を迎えてから、原則として満3歳に到達するまでの児童（園によつては2歳児満了まで））の私立幼稚園（事業実施園に限る）の利用料が軽減される制度を「2歳児接続保育事業」といいます。

以下、この制度を利用される場合の手続をお知らせします。

### 《利用開始までの流れ》



#### 1 利用を開始する場合

2歳児接続保育事業の利用を開始する前に、お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当の窓口（以下「区役所・支所」、9ページに記載）又はマイナポータル「ぴったりサービス（子育てワンストップサービス）」により教育・保育給付認定申請を行い、京都市から認定（3号認定）を受ける必要があります。

認定を受けるためには、全ての保護者がいずれかの保育を必要とする理由（詳細は7ページ参照）に該当する必要があります。

手続に必要な提出書類は以下のとおりです。

＜必要提出書類＞

(1) 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書 (1/2のみ)

(2) 個人番号（マイナンバー）申告書

(3) 保育が必要な理由書

(4) 各理由に応じた必要添付書類（下表参照）

(5) 私立幼稚園における2歳児接続保育事業 利用開始届

※ 上記の様式は京都市ホームページにも掲載しています。

＜2歳児接続保育案内 HP＞



＜利用開始届オンライン申請用フォーム＞



(注) 既に教育・保育給付3号認定を受けておられる方については、(1)～(4)の書類の提出を省略することができます（この場合、「(5) 私立幼稚園における2歳児接続保育事業 利用開始届」のみ提出してください）。

(注) 区役所・支所へ提出する申請書類を幼稚園が保護者に代行して提出する場合は、幼稚園職員がマイナンバーを確認できないよう、「(2) 個人番号（マイナンバー）申告書」については封筒に封緘して園に提出してください。

(注) 以下の日付欄については、区役所へ提出される日を御記入ください。

○ 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書 (1/2) の「申請日」と「認定開始希望日」

○ 私立幼稚園における2歳児接続保育事業 利用開始届の「届出日」

|             | 就労証明書 | 母子健康手帳の写し又は出産証明書 | 診断書、障害者手帳等の写し | スケジュール申告書 | り災証明書 | 在学証明書又は職業訓練利用関連書類 |
|-------------|-------|------------------|---------------|-----------|-------|-------------------|
| ①就労         | ○     |                  |               | 時間が不規則の方  |       |                   |
| ②妊娠・出産      |       | ○                |               |           |       |                   |
| ③疾病・障害      |       |                  | ○ (*注1)       | 生活制限がない方  |       |                   |
| ④介護・看護      |       |                  | ○             | ○         |       |                   |
| ⑤災害復旧       |       |                  |               |           | ○     |                   |
| ⑥求職活動       |       |                  |               | (*注2)     |       |                   |
| ⑦就学・職業訓練    |       |                  |               | ○         |       | ○                 |
| ⑧育休継続 (*注3) | ○     |                  |               |           |       |                   |
| ⑨その他        |       | 区役所・支所に御相談ください   |               |           |       |                   |

(\*注1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの場合、手帳の写しは原則不要ですが、京都市で確認できない場合は提出を依頼する場合があります。

(\*注2) 求職活動申告書及び活動内容を証明する書類（ハローワーク登録票（写）等）

(\*注3) 育休中の場合、新たに3号認定を申請することはできません。ただし、3号認定による2歳児接続保育事業利用開始後に育休に入る場合は、認定事由を「育休継続」に変更することで継続利用が可能です。

- ※ 2歳児接続保育事業と認可保育施設・事業所（保育園や小規模保育事業所等）を同時に利用することはできません（認可保育施設・事業所を利用されている方が2歳児接続保育事業を利用する場合、既に利用されている認可保育施設・事業所を退園する必要があります。）。
- ※ 申請の結果、保育を必要とする理由が認められれば、京都市から「教育・保育給付認定証」（以下「支給認定証」といいます。）を交付します。3号認定の支給認定証は、幼稚園経由ではなく保護者に直接通知します。
- ※ 支給認定証の送付には、申請をいただいたから2週間程度かかる見込みです（ただし、認定の有効期間は申請日（=区役所・支所が申請書を受領した日）に遡及して適用されるため、2歳児接続保育事業に係る利用者負担軽減は認定申請日から適用されます。）支給認定証が送付されましたら、利用を希望されている幼稚園に提示してください。
- ※ 教育・保育給付認定を申請した結果、却下となった場合は、2歳児接続保育事業の対象とはなりません（ただし、却下となった場合でも、幼稚園の自主事業による2歳児保育の利用を妨げるものではありません。）。
- ※ 2歳児接続保育事業の対象は京都市民のみ（他市町村から3号認定を受けている場合でも、市外在住者は利用料軽減の対象外）となりますので御留意ください。

## 2 利用を終了するとき

お子様が3歳の誕生日（園によっては3歳の誕生日を迎えた次の4月）を迎えたことによって、幼稚園に継続して入園される場合、2歳児接続保育事業の利用は終了となります（2歳児接続保育事業の利用終了に当たって特別な手續は不要です）。ただし、幼児教育・保育の無償化に係る認定手続きが別途必要となります。（詳細は、「3 幼児教育・保育の無償化に係る取扱い」を御参照ください。）

また、お子様が2歳児接続保育事業による利用料軽減を受けられている間（満3歳到達により、幼稚園に継続入園されるまでの間）に以下のいずれかの事由に該当した場合は、保護者の方に手続きをしていただく必要がありますので、以下の手続きを御参照ください。

- |                                 |
|---------------------------------|
| (1) 教育・保育給付認定の有効期限が到来する場合       |
| (2) 家庭の状況や保育が必要な状況が変わった場合       |
| (3) 2歳児接続保育事業の利用を終了する場合（転園・退園等） |

### (1) 教育・保育給付認定の有効期限が到来する場合

保育を必要とする理由によっては、お子様が3歳の誕生日（園によっては、3歳の誕生日を迎えた次の4月）を迎える幼稚園に入園されるまでに、教育・保育給付認定の有効期限が到来する場合があります（例えば、保育を必要とする理由が「求職活動」の場合、教育・保育給付認定の有効期限が3か月しかないため。）。

教育・保育給付認定の期限が到来し、更新手続きをされないまま放置されますと、

**2歳児接続保育事業による利用料の軽減が受けられなくなります。**認定有効期限が切れる前に、再度以下の書類をお住まいの地域の区役所・支所に提出してください。

**<必要提出書類>**

- 教育・保育給付認定変更申請・届出書
- 保育が必要な理由書
- 各理由に応じた必要添付書類（3ページと同じですので御参照ください）

**(2) 家庭の状況や保育が必要な状況が変わった場合**

家庭の状況や保育が必要な状況が変わった場合には、届出が必要ですので、お手数ですがお住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室にて手続をしていただけようお願いします。

| 提出が必要な主な事例                               | 提出が必要な書類   | 区役所・支所への提出締切日                            |
|--|--|--|
| 保育を必要とする理由を変更する場合<br>(就労→求職活動など)         | 教育・保育給付認定変更申請・届出書<br>・保育が必要な理由書<br>・保育が必要な理由に応じた添付書類（3ページ参照） | 「保育を必要とする理由」を変更する場合は、変更希望月の <u>前月25日</u> |
| 市内で転居することになる場合、世帯構成が変わる場合など（世帯員の転出、婚姻など） | 教育・保育給付認定変更申請・届出書  | その他の変更は、<br><u>変更月の25日</u>               |

※ 月途中での認定変更は原則としてできません。変更の適用は、申請を受理した日の翌月当初からとなります。

**(3) 2歳児接続保育事業の利用を終了する場合（転園・退園等）**

2歳児接続保育事業による利用料軽減を受けられている間（満3歳到達により幼稚園に継続入園されるまでの間）に以下の①～③のいずれかの事由に該当した場合は、「私立幼稚園における2歳児接続保育 利用終了届」を提出してください。

- ① 退園（2歳児接続保育事業の利用終了）
- ② 保育が必要な理由に該当しなくなった（離職による3号認定非該当等）
- ③ 市外転出（同一の幼稚園を継続して利用される場合でも、住民票を京都市外に移した場合は、2歳児接続保育事業に係る利用料軽減の対象外となります。）

**<利用終了届オンライン申請用フォーム>**



### 3 幼児教育・保育の無償化に係る取扱い

幼児教育・保育の無償化は、「満3歳到達（3歳の誕生日の前日）から小学校就学までの間にある全ての子ども」と、「満3歳未満児の市民税非課税世帯に属する子ども」が対象となります。

したがって、2歳児接続保育事業については市民税非課税世帯に該当する場合のみ無償化の対象となります。市民税非課税世帯に該当する場合は、「私立幼稚園における2歳児接続保育事業 利用開始届」において、非課税世帯の欄に☑を御記入ください。記載いただいた☑に基づき、京都市で課税状況を確認のうえ、新3号認定に係る施設等利用給付認定決定通知を発行させていただきます（みなし認定※）。

収入の状況によっては、利用開始後に非課税世帯に該当し、無償化の対象となる場合もありますので、その場合は、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室まで御連絡ください。

施設等利用費の支給申請に係る手続については、以下のページに記載しておりますので、御確認ください。

なお、満3歳到達以降の幼稚園利用にあたっては、幼稚園から認定申請に必要な書類を受け取り、必要事項を御記入のうえ、園又は京都市に提出してください。

京都市が無償化に係る認定申請書を受理した日から無償化の対象になりますので、お早めに御提出ください。

※ みなし認定：教育・保育給付認定の3号認定を受けており、かつ非課税世帯の児童について、施設等利用給付認定の3号認定（新3号認定）の申請を要することなく、新3号認定とみなして幼児教育・保育の無償化の対象とすること。

#### 【関連ページ】

- 認可外保育施設等の無償化について  
[!\[\]\(c33cb967c8fc4f5e27188a389b621c8e\_img.jpg\)](https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000255230.html)
- 施設等利用費の支給申請について  
[!\[\]\(38e1383487ca0f0e9e2c9378b9dbcae7\_img.jpg\)](https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000258661.html)
- 満3歳以降の幼稚園利用にあたっての認定の申請案内について
  - ・ 新制度幼稚園の場合（1号認定の申請案内）  
[!\[\]\(d399648641177ccf0f777d76c74f84ed\_img.jpg\)](https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000252148.html)
  - ※ 新制度幼稚園利用において、預かり保育の利用料の補助を受けるためには、1号認定の申請に加え、新2号認定（3歳児～5歳児で保育が必要な理由に該当する方）又は新3号認定（満3歳の誕生日を迎えた方で、保育が必要な理由に該当する非課税世帯の方）の申請も行ってください。その際、保育認定（2・3号）については撤回してください。
  - ・ 私学助成対象の幼稚園利用の場合（新1号～新3号認定の申請案内）  
[!\[\]\(d32727c446c8638ae1599c3d4f46ad10\_img.jpg\)](https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html)
  - ・ 各施設別の必要な認定の手続きと無償化の内容  
[!\[\]\(af3a820412cab4640f1b0ff6288cd856\_img.jpg\)](https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254985.html)
- ※ 御利用予定の施設の種別によって、満3歳以降に必要な認定の内容が異なりますので、申請時に最新情報を御確認ください。

## (参考)「教育・保育給付認定」を受けるための「保育が必要な理由」について

「保育が必要な理由」とは、家庭において児童が保育を受けることが困難な理由のことで、主に次の9項目を設定しています。保育を利用する際には、**全ての保護者が**このいずれかの理由に当てはまる必要があります。

| 保育を必要とする理由及び基準   | 保育必要量 (※1)   |                  | 教育・保育給付認定の期間<br>(最長)                        |
|--|--------------|------------------|---|
|  | 短時間<br>(8時間) | 標準時間<br>(11時間まで) |   |
| ①就労 (内定)<br>1か月48時間以上就労していること  | ●            | ●<br>※2          | 3号：満3歳の前日まで<br>2号：小学校就学前まで                  |
| ②妊娠・出産<br>妊娠中であるか出産後間がないこと   | ※3           | ●                | 妊娠が分かったときから、出産日から起算して8週間が経過する日の翌日の属する月の末日まで |
| ③疾病・障害<br>病気・けが療養中又は精神・身体に障害があること                                    | ●            | ●<br>※2          |   |
| ④同居又は長期入院等している親族の<br>介護・看護<br>親族を常時介護・看護していること                       | ●            | ●<br>※2          | 3号：満3歳の前日まで<br>2号：小学校就学前まで                  |
| ⑤災害復旧<br>災害の復旧に当たっていること  | ※3           | ●                |   |
| ⑥求職活動 (起業準備を含む)<br>求職活動を継続的に行っていること<br>※ 月48時間未満の就労の場合も含む            | ●            | —                | 概ね90日                                       |
| ⑦就学<br>・学校教育法に規定する学校等に在学していること<br>・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること       | ●            | ●<br>※2          | 卒業(修了)予定日の月末まで                              |
| ⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること ※4<br>育児休業取得時に、既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要であること | ●            | —                | 市町村が認める期間                                   |
| ⑨その他、上記に準じる状態として市町<br>村が認める場合<br>上記に準じる状態のため保育が必要であること               | ●            | ●<br>※2          |   |

- ※1 保育が必要な時間を保育必要量として認定しますが、2歳児接続保育事業については、短時間・標準時間のいずれの認定が出た場合であっても、幼稚園と保護者の間で取り決めた時間を利用することができます(京都市から利用時間の指定や制約をするものではありません)。
- ※2 短時間と標準時間の両方に●がついているものは、提出された資料により、判断します。
- ※3 ②妊娠・出産、⑤災害復旧については、原則標準時間での利用になりますが、保護者が希望する場合は、短時間で認定できます。
- ※4 保護者が育休中の場合、新たに3号認定を申請することはできません。ただし、3号認定による2歳児接続保育事業利用開始後に育休に入る場合は、認定事由を「育休継続」に変更することで継続利用が可能です。

◆ 関係様式一覧

| 様式番号  | 様式名                       | 主な目的  |
|-------|---------------------------|---|
| 1 (1) | 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（1／2） | ○ 2歳児接続保育事業の新規利用を申し込む   |
| 1 (3) | 個人番号（マイナンバー）申告書           | ○ 2歳児接続保育事業の新規利用を申し込む   |
| 2     | 保育が必要な理由書                 | ○ 2歳児接続保育事業の新規利用を申し込む<br>○保育を必要とする理由を変更する                           |
| 3     | 就労証明書                     | ○ 2歳児接続保育事業の新規利用を申し込む<br>○就労先が決まった、変更になる<br>○育休を取得する（育児休業期間記載のもの。）  |
| 4     | スケジュール申告書                 | ○ 2歳児接続保育事業の新規利用を申し込む<br>○不規則勤務、就学、介護・看護をしている場合<br>○疾病・障害を理由としている場合 |
| 4-2   | 求職活動申告書                   | ○保育が必要とする理由が「求職活動」の場合   |
| 1-4   | 私立幼稚園における2歳児接続保育事業 利用開始届  | ○ 2歳児接続保育事業の新規利用を申し込む   |
| I-05  | 教育・保育給付認定変更申請・届出書         | ○保育を必要とする理由を変更する<br>○支給認定証に記載されている内容を変更する<br>○市内で住所を変更する            |
| I-07  | 支給認定証再発行申請書               | ○支給認定証を再発行する  |
| 1-5   | 私立幼稚園における2歳児接続保育利用終了届     | ○ 3歳（園によっては3歳児）到達までに、2歳児接続保育事業の利用を終了（市外転出の場合等を含む）する                 |

教育・保育給付認定の申請手続に必要な様式は、各幼稚園にお尋ねいただくか、以下の京都市ホームページからダウンロードできますので、必要に応じて御使用ください。

（<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000244994.html>）



◆ 京都市関係窓口（保健福祉センター子どもはぐくみ室 子育て推進担当）

| 区役所・支所名                  | 所 在 地                                | 電 話      |
|--------------------------|--------------------------------------|----------|
| 北区役所                     | 北区紫野西御所田町 56                         | 432-1284 |
| 上京区役所                    | 上京区今出川通室町西入堀出シ町 285                  | 441-5119 |
| 左京区役所                    | 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2                       | 702-1114 |
| 中京区役所                    | 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521                | 812-2543 |
| 東山区役所                    | 東山区清水五丁目 130-6                       | 561-9350 |
| 山科区役所                    | 山科区柳辻池尻町 14-2                        | 592-3247 |
| 下京区役所                    | 下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608-8              | 371-7218 |
| 南区役所                     | 南区西九条南田町 1-2                         | 681-3281 |
| 右京区役所                    | 右京区太秦下刑部町 12                         | 861-1437 |
| 右京区役所京北出張所               | 右京区京北周山町上寺田 1-1                      | 852-1815 |
| 西京区役所                    | 西京区上桂森下町 25-1                        | 381-7665 |
| 洛西支所                     | 西京区大原野東境谷町二丁目 1-2                    | 332-9195 |
| 伏見区役所                    | 伏見区鷺匠町 39-2                          | 611-2391 |
| 深草支所                     | 伏見区深草向畠町 93-1                        | 642-3564 |
| 醍醐支所                     | 伏見区醍醐大構町 28                          | 571-6392 |
| 京都市子ども若者はぐくみ局<br>幼保総合支援室 | 中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488<br>京都市役所北庁舎 6 階 | 222-3900 |
| 京都市幼児教育・保育無償化<br>事務集中室   | 中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488<br>京都市役所北庁舎 6 階 | 254-7216 |

- ※ 個別のお子様の教育・保育給付認定に関することについては、お住まいの地域の区役所・支所までお問い合わせください。
- ※ 施設等利用費（無償化）の申請に関することについては、幼児教育・保育無償化事務集中室までお問い合わせください。
- ※ 制度全般に関することについては、子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室までお問い合わせください。
- ※ 保育内容・利用料に関することについては、各幼稚園に直接お問い合わせください。